

議 第 2 号

地域公共交通に対する一層の支援を求める  
意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長  
参 議 院 議 長  
内 閣 総 理 大 臣  
総 務 大 臣  
財 務 大 臣  
国 土 交 通 大 臣  
あ て

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

鉄道・バス・タクシー等の地域公共交通は、買い物や通学、通勤等の地域住民の生活上の移動に欠かせず、観光をはじめとする地域外との交流にも必要であるなど、日常生活や経済活動を支える社会基盤として、重要な役割を担っている。

しかしながら、地域公共交通事業者を取り巻く環境は、もとより人口減少等による輸送需要の縮小により深刻な経営状況だったところ、コロナ禍による移動自粛等が拍車をかけており、特に、タクシー業界においては、最低賃金の引上げの影響を受け、廃業等も懸念されているなど、このままでは地域公共交通の維持が困難となるおそれがある。

このような中、政府は、バス事業者に対する運行支援やタクシー車両の購入補助等の既存事業に加え、感染拡大防止対策への支援を行っているが、利用者や収入が減少する中でも運行を継続している地域公共交通の窮状に鑑みれば、十分な支援とは言い難い。

よって、本県議会は、国会及び政府において、持続可能な地域公共交通の実現に向け、各交通事業者の減収分を補填する補助制度を創設するとともに、業種や事業規模に応じた手厚い経営支援を実施するなど、地域公共交通に対する一層の支援を行うよう強く要請する。